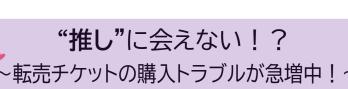
最上消費生活也之分一二ュース7月号

2023年7月1日発行



今月号も 見てケロ

> 山形県消費 生活センター キャラクター "ケロ" ちゃん

国内外で行われる映画、演劇、演芸、音楽、舞踊といった芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットを「不正転売(※1)」したり、不正転売の目的で「譲り受ける(※2)」ことは、法律で禁止されています。

※1「不正転売」とは・・・

チケットを興行主の同意を得ずに、 定価を超える価格で何度も繰り返して 転売することです。

※2「譲り受ける」とは・・・

不正転売の目的で譲り受ける ことは、不正に仕入れることを意 味します。

【売りたい人の疑問】

② 急用などで行けなくなった。チケットを正しく転売 するには?

□ 事前に興行主の同意 を得て開設されている、 正規(公式)のリセールサイト を利用して定価で販売しま しょう。

【買いたい人の疑問】

高額で転売されているチケットは、買うだけで罪になるの?

A 転売目的の場合は 処罰されます。不正な チケットと知りながら

買えば、別の罪(例:盗品等有償譲受罪など)に問われる場合もあります。



【防災豆知識】 知っておくと、役立つよ・・・

《クイズその2》

ラジオや懐中電灯に使うときには欠かせない電池。備蓄量はどれくらい必要でしょう?

①様々な種類を10本 ずつ ②非常用に備えている家電に 合わせて調節する

③充電池を30本



正解は 「②」です



電池はできるだけコンパクトに、必要な種類を備えておきたいですね。災害用の電気器具に必要な電池の種類・量をまとめた「電池一覧表」を作るのがおススメ。

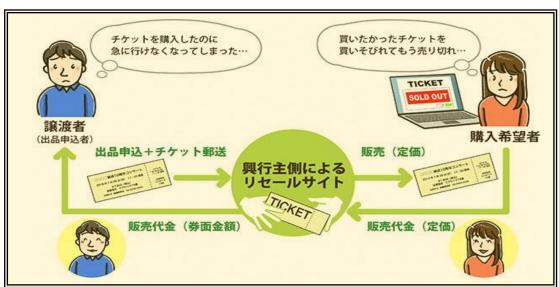
単3電池を単1電池にサイズ変換できるスペーサーも あると便利かも。 (引用先:こくみん共済)

STOP!不正転売!!

チケットの不正転売は、禁止されています!! 正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう

正規(公式)リセールサイトとは、何らかの事情でイベントに行けなくなった人が、不特定の第三者にチケットを「定価」で販売することができるオンラインサービスです。興行主の同意を得た利用方法や規約が明確なサイトなので、売りたい人も買いたい人も安心して利用することが

できます。



出典: 政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/etc/tos.html)

「消費生活出前講座」を利用しませんか?

費用は 無料 です!

◆悪質商法・契約トラブル等の相談事 例の紹介

◆トラブルへの対処法など

講師が各地域に出向いて、消費 生活に関する知識を分かりやすく お伝えします。



※まずはお電話でお申込みください。

7月・8月の無料法律相談会

●7月 4日(火) 13:30~15:30

●8月 8日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】最上総合支庁 【時 間】お一人様30分となります

※事前に電話でのご予約をお願いします。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370 FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 検索Q

消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。